

組 対 第 1 3 5 8 号  
平成31年2月21日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進について  
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）が成立し、土地所有者等関連情報の提供に関して、国土交通省は、別添「土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進について」（平成31年1月9日付け国土企第55号）のとおり、暴力団排除条項を整備した。よって、各所属においては、下記事項に留意し、土地所有者等関連情報の提供の対象者からの暴力団排除の推進に努められたい。

#### 記

#### 1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

#### 2 本県警察における対応

##### (1) 照会に対する回答

法第39条第2項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求め又は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定による土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付の求めがあった場合は、請求者（法第39条第2項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者をいう。）又は交付請求者（規則第6条第1項の規定による土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付の求めをしようとする者をいう。）が、1の排除対象者に該当するか否かについて、青森県及び市町村の情報提供担当部局の長から青森県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた組織犯罪対策課長は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成26年3月3日付け青警本組対第1483号）に基づき、適切に対応すること。

なお、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 保護対策

青森県及び市町村の情報提供担当部局の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

3 その他

本件に関する質疑は、組織犯罪対策課に行うこと。

担当 組織犯罪対策課  
暴力団対策係

別添、別記様式 ～ 省略